



マイナンバー制度について教えてください



住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付けるのがマイナンバーです。その番号があれば、自分の社会保障、税、災害対策などの情報を知ることができます。

マイナンバーが導入されると、従来、複数の機関に存在していた個人の情報が一元化されます。

マイナンバー制度を利用すると、行政の諸手続きの利便性が高まります。それは大きく3つあげられます。

- ①税や所得手続き、行政サービスの受給状況を知ることが簡単になります。
給付を不正に受けることを防止できます。
- ②行政機関へ提出する添付書類が削減されて、行政手続きが簡素化されます。
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスを受け取ることができます。
- ③行政機関や地方公共団体などは、個人情報照合、転記、入力などに要していましたが、時間や労力が削減されます。
複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。





Q

マイナンバー制度導入のスケジュールを教えてください



A

●平成27年10月から

住民票を有する一人一人に12桁のマイナンバーが市区町村から、住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」が送られます。

「通知カード」は、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されたものになります。

マイナンバーは一生使うものです。番号は一生変更されません。

●平成28年1月から

「通知カード」でマイナンバーが通知された後に、市区町村に申請すると、「個人番号カード」の交付を受けることができます。

「個人番号カード」は、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載されています。

それと、本人確認のための身分証明書として利用できる本人の写真が表示できます。

その他に、社会保障、税、災害対策の行政手続を行えるようになります。お住まいの自治体の図書館利用証や印鑑登録証など各自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。

●平成29年1月から

インターネットの個人用サイト「マイ・ポータル」が開設されます。

自分のパソコンから自分の社会保険や年金の情報を確認できるようになります。

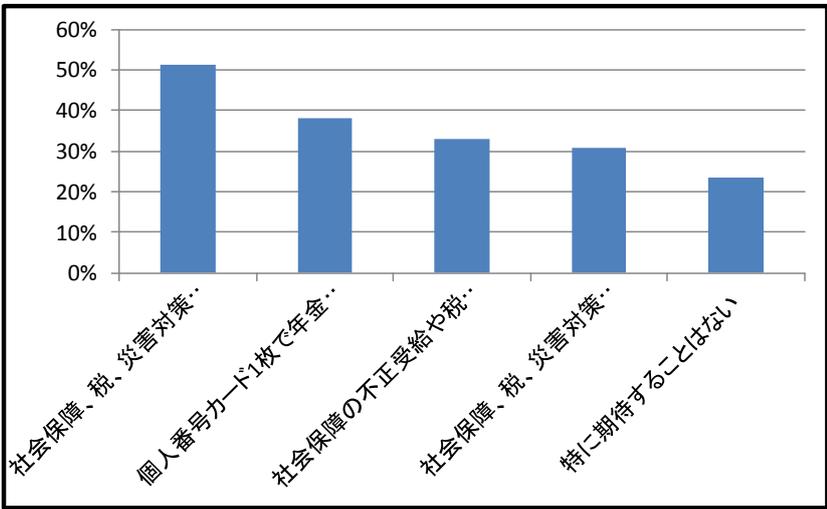


マイナンバー制度について国民はどんなことを望んでいますか？



マイナンバー制度に対して「内閣府大臣官房政府広報室」が世論調査をしました。それが下記のグラフです。一番多かった要望は「社会保障、税、災害対策に関する行政機関手続きが簡単になる」でした。以下は下のグラフで確認してください。

マイナンバー制度への期待のアンケート結果。あなたはどうか？



●マイナンバー制度への期待	
社会保障、税、災害対策に関する行政機関手続きが簡単になる	51.4%
個人番号カード1枚で年金手帳や健康保険証など複数の機能を持たせることができるようになる	38.2%
社会保障の不正受給や税の不正還付を防ぐことができるようになる	33.0%
社会保障、税、災害対策の各種行政事務の効率化が高まる	30.9%
特に期待することはない	23.3%

アンケート結果を参考にマイナンバー制度では次頁のように社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーを利用できるようになります。

社会保障

- 年金
- 労働
- 医療
- 福祉

税

災害対策

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

- 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務

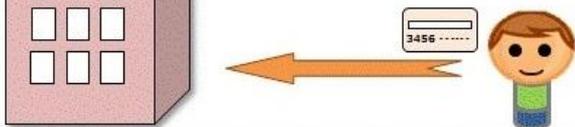
※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

国の行政機関や地方公共団体は、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求めます。その他に、税や社会保障の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行う場合があります。その場合に、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関もマイナンバーの提出を求められる場合があります。

証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します

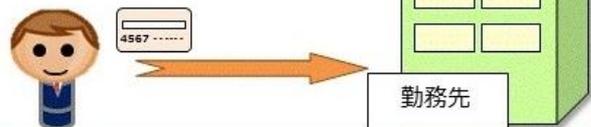
金融機関

顧客の個人番号を法定調書等に記載して税務署などに提出します



勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します

従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市区町村に提出します



図は内閣官房マイナンバー社会保障・税番号制度から引用